相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡横芝光町横芝四一九番地三、最後の住所千葉県山武郡横芝光町坂田池二一〇番地一　養護老人ホーム坂田苑
被相続人　亡　小島　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号　やまちょうビル六階　渚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　**廣瀬　理夫**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区大山金井町三二番地、最後の住所千葉県いすみ市岬町和泉一七二番地八
被相続人　亡　浦田　英美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
事務所千葉県千葉市中央区弁天一丁目一五番一号　弁護士法人千葉駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中原　清敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区金町二丁目六二番地、最後の住所千葉県印西市内野二丁目六番地三三棟四〇六号
被相続人　亡　石井伊佐武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
北野京葉ビル四階　せんのは法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　佐和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区坂井東一丁目一一番、最後の住所新潟市西区坂井東一丁目一一番七号
被相続人　亡　**西須**　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
新潟市中央区美咲町一―八―一五　ＬＴＭセンター　弁護士法人美咲総合法律税務事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　塁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原四四七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田主　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
山梨県甲府市富士見一丁目二番二五号
相続財産管理人　河埜　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋三丁目一〇五二番地、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字追分一四三六番地かるいざわ敬老園
被相続人　亡　安藤　雄常子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
長野県佐久市中込一九二三番地
相続財産管理人　司法書士　石山　世一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市田町二丁目二七番地、最後の住所岐阜県大垣市新長沢町一丁目三八番地
被相続人　亡　多賀　弘次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
事務所岐阜県大垣市久瀬川町三丁目八番地
相続財産管理人　司法書士　兒玉　利昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区和合町一五九番地、最後の住所静岡県浜松市中区和合北二丁目八番三二―三〇二号朝日プラザ浜松和合
被相続人　亡　白方　敏和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
静岡県浜松市中区鴨江三丁目七番一二号
相続財産管理人　弁護士　原　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市小牧二丁目三五〇番地、最後の住所愛知県江南市宮田町久保見四三番地
被相続人　亡　**吉原**　崇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
愛知県一宮市本町四―一―三　五〇二フロイデ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　寺本　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市宇治浦田一丁目一三七番地一、最後の住所名古屋市西区香呑町五丁目七一番地朝香荘一二号室
被相続人　亡　青山　勝巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
名古屋市中区丸の内三丁目一七番二九号丸の内ｉａビル三階
相続財産管理人　弁護士　服部　充裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市宇津江町内荒古四七番地、最後の住所愛知県豊川市六角町北林八九番地
被相続人　亡　榊原千恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
愛知県豊橋市白河町六一番地ターミナルプラザ八〇一号
相続財産管理人　弁護士　中島　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県朝来市上八代二八三番地一、最後の住所兵庫県朝来市上八代二八三番地
被相続人　亡　藤本つち゛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
兵庫県豊岡市泉町六番八号　竹中司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　竹中　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡八頭町市場一八二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　猪平　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日
鳥取県鳥取市青谷町青谷四三〇七番地五
相続財産管理人　長谷川大之

第10期決算公告　平成29年1月30日

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
株式会社トウ・アドキユーピー
代表取締役社長　山本信一郎

貸借対照表の要旨（平成28年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,940,816
	固定資産	23,994
	合計	1,964,811
負債及び純資産の部	流動負債	1,805,555
	株主資本	159,256
	資本金	4,000
	資本剰余金	1,000
	利益剰余金	154,256
	その他利益剰余金	154,256
	（うち当期純利益）	(12,643)
	合計	1,964,811